

北但行政事務組合一般廃棄物処理施設の管理に関する規則

〔平成28年8月1日〕
規則第5号

改正 令和2年3月31日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、北但行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 クリーンパーク北但
- (2) 位置 豊岡市竹野町坊岡943番地

(搬入日及び搬入時間)

第3条 処理施設の搬入日及び搬入時間は、次のとおりとする。

- (1) 搬入日は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日並びに12月31日から翌年の1月3日までを除くすべての日とする。
- (2) 搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。

2 管理者が特別の理由があると認めるときは、搬入日及び搬入時間を変更することができる。

(搬入者の遵守事項)

第4条 廃棄物を搬入する者（以下「搬入者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 処理施設の敷地内では、火気を使用しないこと。
- (2) 指定された場所以外に許可なく立ち入らないこと。
- (3) 一般廃棄物等の投入のため車両を後退させるときは、運転手以外の者の誘導により、周囲の安全確認をしながら行うこと。
- (4) 処理施設の敷地内で事故、故障等が発生したときは、速やかに係員に連絡し、その指示に従うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に係員から指示があったときは、その指示に従うこと。

(搬入車両の交通方法)

第5条 処理施設の搬入道路においては、次に掲げる事項に注意し、安全運転に努めなければならない。

- (1) 車両を低速で運転すること。
- (2) 道路標識及び信号に従って運転することとし、道路標識等がない箇所については、退出車両を優先させること。

(3) 係員の指示に従うこと。

(立入りの制限等)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者については、処理施設への立入りを拒否し、又は退去を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる行為をし、又はこれらの行為をす
るおそれがあると認められる者

(2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

2 管理者は、故意又は過失により処理施設の運営に支障を来し、かつ、処理施設に多大なる損害を与えた者に対し、警告書（様式第1号）により警告を行うことができる。

3 前項の警告を受けたにも関わらず改善が見られない場合は、処理施設への立入りを禁止する等必要な措置を講ずることができる。立入禁止の通知は、立入禁止通知書（様式第2号）により行うこととし、立入禁止の期間は、通知書を発行した日から起算して1月を超えない範囲内において、管理者が定める期間を経過する日までとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

北但行政事務組合 管理者 印

警 告 書

北但行政事務組合一般廃棄物処理施設の管理に関する規則第6条第2項の規定により、警告します。

なお、この警告書により改善が見られない場合は、本施設への立ち入りを拒否する場合がありますので、あわせて通知します。

記

警告の事由	(警告事由の発生日) 年 月 日 (警告事由の内容)
-------	--------------------------------------

第 号
年 月 日

様

北但行政事務組合 管理者 印

立 入 禁 止 通 知 書

北但行政事務組合の一般廃棄物処理施設の管理に関する規則第6条第2項の規定により下記のとおり警告したにもかかわらず、改善が見られなかったため、同条第3項の規定により、下記のとおり処理施設への立ち入りを禁止します。

なお、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に実施機関の長に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北但行政事務組合を被告として、処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

記

警告した日及び事由	(警告した日) 年 月 日 (警告事由)
立入禁止措置の事由	(立入禁止措置に至った日) 年 月 日 (立入禁止措置に至った事由の内容)
立 入 禁 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで